

○宗像地区事務組合水道事業運営審議会条例

平成22年2月22日

条例第8号

改正 平成28年2月22日条例第11号

(設置)

第1条 宗像地区事務組合水道事業の円滑で効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宗像地区事務組合水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、組合長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査・審議し、組合長に答申する。

- (1) 水道事業計画に関すること。
- (2) 水道料金に関すること。
- (3) その他、組合長が水道事業運営上、必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から組合長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 水道使用者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長が委員のうちから任命し、会長の補佐を行い、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営施設課において処理する。

(平28条例11・一部改正)

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に開く審議会及び任期満了後、最初に開く審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、組合長が招集する。

附 則 (平成28年2月22日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。